

第6期 金沢市障害福祉計画

第2期 金沢市障害児福祉計画

〔骨子(案)〕

目次

①	第6期障害福祉計画および第2期障害児福祉計画の概要	P. 1
②	基本目標	P. 1
③	重点施策	P. 3
④	数値目標	P. 7
⑤	障害福祉サービスの実績・見込量	P. 8
⑥	地域生活支援事業の実績・見込量	P. 10
⑦	障害児支援サービスの実績・見込量	P. 11
⑧	障害福祉サービス（自立支援給付）の内容	P. 12
⑨	地域生活支援事業の内容	P. 13
⑩	障害児支援サービスの内容	P. 14

① 第6期障害福祉計画および第2期障害児福祉計画の概要

(1) 計画の性格

- ① この計画は、障害者総合支援法第88条に定める市町村障害福祉計画および児童福祉法第33条の20に定める市町村障害児福祉計画であり、厚生労働省の示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）に準拠して策定するものです。
- ② この計画は、「ノーマライゼーションプラン金沢2021（第5次金沢市障害者計画）（計画期間令和3年度から令和8年度）」の障害福祉サービス・障害児支援サービス分野の実施計画という性格を有しています。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

② 基本目標

障害のある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念および「ともに創りともに生きる」社会をめざすノーマライゼーション金沢2021の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、計画を策定し推進します。

(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

ノーマライゼーションの理念の下、共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等および障害児支援サービスの提供体制の整備を進めます。

(2) 障害の種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

身体障害、知的障害および精神障害ならびに難病患者等という障害種別にかかわらず、これらの人が必要な時に適切なサービスを提供します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、個々の課題に対応したサービス提供体制の整備を進めます。

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、障害のある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えて、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する人に対する支援等を進めます。

就労支援等については、障害のある人が一般就労に移行するためには、その受け皿となる職場を増やす必要があり、障害のある人の一般就労について民間企業等に働きかけるとともに、本市の事業等を実施する際には、障害のある人が働く施設等に優先的に発注をするなど、その収入（工賃等）の向上のための方策を実施します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。その際、次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機関協働の中核の機能および継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ② ①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能および住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

(5) 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

障害のある児童とその家族に対し、障害の疑いがある段階から質の高い専門的な発達支援を行う障害児支援サービスの充実を図るとともに、障害のある児童のライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

加えて、人工呼吸器を装着している障害のある児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある児童（以下「医療的ケア児」といいます。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する児童に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 障害福祉人材の確保

障害のある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組みます。

(7) 障害のある人の社会参加を支える取り組み

障害のある人の地域における社会参加を促進するため、障害のある人の多様なニーズを踏まえた支援に取り組めます。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年制定）を踏まえ、障害のある人が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害のある人の個性や能力の発揮および社会参加の促進を図ります。

③ 重点施策

1. 地域生活支援拠点推進事業の充実

① かなざわ安心プランの作成支援

「かなざわ安心プラン」については、相談支援事業所への作成支援を行い、個々の計画の精度と実効性を高めます。

② サービス未利用者等への訪問調査

相談支援事業所とつながりのないサービス未利用者への訪問調査を通じてニーズを把握し、必要に応じて相談支援事業所へつなぐことにより、かなざわ安心プランの作成を推進します。

③ 地域生活支援拠点事業所連絡会の開催

自立支援協議会において地域生活支援拠点に必要な機能の実施状況を確認するとともに、地域生活支援拠点事業所による連絡会で共有された対応事例や地域課題について検討し、事業の効果的な運用改善を図ります。

④ 地域生活支援拠点情報システムの構築

地域生活支援拠点推進事業の実効性を高めるため、かなざわ安心プランのデジタル化や、地域生活支援拠点事業所の受入状況等の各施設の情報などを集約し、支援に活用するほか、データに基づいた的確な施策の企画・立案にも活用できるデータベースシステムの構築を検討します。

2. 障害のある児童への支援の拡充

① 障害のある児童への支援

放課後等デイサービスの支給日数（利用日数）の上限を1月当たり「23日」まで拡大していきます。

障害のある児童と保護者が、地域の保育所や幼稚園などで受入を希望する場合に、関係機関との調整を行うインクルーシブ推進員を新たに児童発達支援センター等に配置する等、受入先で安心して過ごすための支援体制の構築について検討します。

障害児通所支援事業所連絡会を継続開催し、児童発達支援センターを中心に情報交換や事例検討を通じて支援力の底上げを図ります。

② 医療的ケア児への支援

障害児通園施設「ひまわり教室」において、医療的ケア児が、適切な療育を受けることができるよう、医療的ケア児等支援専門員を配置のうえ、居宅訪問型児童発達支援や保育所等訪問支援の実施を検討する等、機能強化を図ります。

医療的ケア児を対象に、看護職員による移動介護支援の充実に努めます。

災害時に必要となる人工呼吸器管理等に使用する非常用自家発電機等の給付や、感染予防対策のためマスク等衛生資材を支給するなど、安全安心の確保に努めます。

医療的ケア児の支援体制の構築に向け、多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターを配置します。

医療的ケア児と支援者間の双方向発信のポータルサイトの構築や、親なき後や急病・災害等の緊急時に必要となる潜在的なニーズを可視化し、支援者間の情報共有を図るクラウドシステムの整備、医療的ケア児が携帯するH E L Pカードのデジタル化等、I C T、I o Tを活用した支援システムの構築について検討します。

③ 重症心身障害のある児童等への支援

家族の負担軽減のため、重症心身障害のある児童等が利用できる短期入所、日中一時支援、自宅へのヘルパー派遣など既定のサービスのほか、平成27年度より独自で運用を開始した重症心身障害のある人の送迎事業の強化に努め、サービス提供事業所等の情報提供を充実します。

強度行動障害の状態を示す児童に対し、障害の特性の理解及び支援方法を習得し、適切な評価や計画策定、支援を実践できる人材を養成する研修等の実施について検討します。

3. 自分らしく、安心して働き続けるための就労支援

① 一般就労の拡大と多様な働く場の整備・充実

就労支援における課題を共有し、その解決に向けた取組みを通じて就労支援事業所間の連携強化と就労支援サービスの質の向上を図るため、「障害者就労支援事業所連絡会」を設置します。

少しでも多くの障害のある人が就労できるよう、I C T等の最新技術を活用した新たな就労支援について研究するとともに、障害者就労支援施設等の商品の販売促進を図るため、オンライン福祉ショップ（共同受注窓口）の運営を支援します。

就業人口の減少や高齢化が進む農業分野における働き手の確保にもつながる農福連携を推進するほか、一人ひとりが希望する場所で、希望する働き方を実現するため、日中活動の場の整備に努めます。

② 文化芸術活動等を通じた就労支援

障害のある人の創作活動や文化芸術活動を推進するとともに、文化芸術創造都市金沢の強みを生かし、アウトサイダー・アート・プロジェクトなど文化芸術活動を通じた新たな就労支援の充実を図ります。

③ 安心して働き続けるための支援

「金沢で、ともに働く」をキーワードに、障害のある人がサービス事業所や職場、家族等の支援を受け働き続けている好事例や支援事業所に関する情報を発信するほか、障害のある人・事業所・企業等が一堂に会し、働くことを考える場を提供します。

障害者就労支援施設に発注する企業等に対する奨励金交付など、コロナ禍において厳しい状況にある障害者就労支援施設の受注回復を支援します。

4. 相談支援体制の充実・強化

① 障害者基幹相談支援センターを中心とした総合的・専門的な相談支援

基幹相談支援センターを中心に以下の取組を実施し、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行います。

- ・ 相談支援事業所を対象とした研修会の開催
- ・ 相談支援専門員を対象とした継続的な実務研修会の開催
- ・ 相談支援事業所・相談支援専門員に対する訪問等による専門的な指導・助言
- ・ スーパービジョン体制の充実
- ・ 地域課題解決型スキルアップ研修の実施

② 地域の相談支援体制の強化

相談支援事業所連絡会を開催し、事業所間の情報交換や事例検討を通じて地域課題を共有することで連携の促進を図ります。

地域で安心して生活するための相談支援体制の充実・強化に向けて、相談支援体制の三層構造の強化に関する事項や、相談支援を通じて明らかになった地域課題に関する事項などを協議するため、自立支援協議会に相談支援専門部会の設置を検討します。

自立支援協議会事務局会議に設置した、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築します。

5. 障害福祉サービス人材の確保と質の向上

① 人材の育成・確保

以下を実施し、障害福祉サービス等の人材の育成・確保に努めます。

- ・スーパービジョン体制の充実
- ・地域課題解決型スキルアップ研修の実施
- ・障害福祉のしごと魅力発信
- ・就職フェアを活用した人材確保の推進
- ・職員の働く環境の向上
- ・UJIターン就労支援制度の検討

② 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

以下を実施し、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

- ・石川県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への参加
- ・障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析・活用し、サービス提供事業者等との情報共有を行う事業者説明会の開催
- ・指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査を適正に実施し、石川県等との情報共有体制を構築

6. 施設整備方針の策定

ショートステイ（短期入所）やグループホームなどを優先的に整備します。

社会福祉法人をはじめとする各法人に対して案内を行い、本市の計画に沿った法人に対して国庫補助採択を前提として優先的な補助を実施していきます。

④ 数値目標

○ この計画においては国の基本指針を踏まえ、次の数値目標を設定しています。

1. 福祉施設に入居している人の地域生活への移行

第6期 障害福祉計画の 国の成果目標	① 令和元年度末時点の施設入居者数の6%以上が地域生活へ移行 ② 令和5年度末の施設入居者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減
--------------------------	--

令和元年度末時点の 施設入居者数	目標の分類	国目標値	計画目標値
446人	①地域生活 移行者数	6%以上 (27人)	6.1% (27人)
	②施設入居者 削減数	1.6%以上 (7人)	1.6% (7人)

2. 福祉施設から一般就労への移行等

第6期 障害福祉計画の 国の成果目標	① 令和5年度末における福祉施設から一般就労への移行者数 →令和元年度移行実績の1.27倍以上
	② 令和5年度末における就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数 →令和元年度移行実績の1.30倍以上
	③ 令和5年度末における就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数 →令和元年度移行実績の1.26倍以上
	④ 令和5年度末における就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数 →令和元年度移行実績の1.23倍以上
	⑤ 令和5年度末における就労定着支援事業利用者数 →令和5年度における福祉施設から一般就労への移行者数の7割
	⑥ 令和5年度末における就労定着率が「8割以上の就労定着支援事業所」数 →「全就労定着支援事業所の7割以上」

① 令和5年度末における福祉施設から一般就労への移行者数

一般就労への移行者数	H30実績	R1実績	R2見込	国目標値	計画目標値
	62人	90人	71人	115人	115人

② 令和5年度末における就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数

一般就労への移行者数	H30実績	R1実績	R2見込	国目標値	計画目標値
	39人	44人	49人	58人	58人

③ 令和5年度末における就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数

一般就労への移行者数	H30実績	R1実績	R2見込	国目標値	計画目標値
	20人	28人	17人	36人	36人

④ 令和5年度末における就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数

一般就労への移行者数	H30実績	R1実績	R2見込	国目標値	計画目標値
	3人	13人	2人	16人	16人

⑤ 令和5年度における福祉施設から一般就労への移行者数のうち就労定着支援利用者数

就労定着支援利用者数	H30実績	R1実績	R2見込	国目標値	計画目標値
	11人	11人	6人	51人	51人

⑥ 令和5年度末における就労定着率が「8割以上の就労定着支援事業所」数

就労定着率が8割以上の 就労定着支援事業所数	H30実績	R1実績	R2見込	国目標値	計画目標値
	1施設 (25%)	3施設 (75%)	3施設 (50%)	70%以上	70%以上

⑤ 障害福祉サービスの実績・見込量

① 訪問系サービス

	単位	第5期計画における実績 (令和2年度は見込)			第6期計画における見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数(人/月)	587	601	576	568	596	626
重度訪問介護	利用者数(人/月)	17	14	15	15	17	19
同行援護	利用者数(人/月)	26	30	32	31	31	31
行動援護	利用者数(人/月)	23	21	23	22	23	24

サービス見込量の確保策等

- 訪問系サービスは、見込量が増加する見通しであることに加え、利用が集中する時間帯にはヘルパーが、不足する傾向があるため、事業所数の増加を促すなどサービス提供体制の充実(ヘルパーの増員)を図ります。
あわせて、24時間の安心を得られるよう夜間・早朝または深夜におけるサービス提供体制についても充実を図ります。
また、同行援護や行動援護については、従事者となるために必要な研修について積極的な受講を

② 日中活動系サービス

	単位	第5期計画における実績 (令和2年度は見込)			第6期計画における見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数(人/月)	97	94	96	97	97	97
生活介護	利用者数(人/月)	962	937	934	933	942	951
短期入所	(福祉型) 利用者数(人/年)	269	272	184	189	189	189
	(医療型) 利用者数(人/年)	29	27	17	16	16	16
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人/月)	17	15	10	12	13	14
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人/月)	48	66	67	68	88	114
就労移行支援	利用者数(人/月)	119	93	91	89	89	89
就労継続支援A型	利用者数(人/月)	458	453	462	456	470	484
就労継続支援B型	利用者数(人/月)	838	920	952	931	1,033	1,147
就労定着支援	利用者数(人/月)	11	19	31	30	56	104

サービス見込量の確保策等

- 療養介護については、医療ニーズに対応したサービス提供体制の確保に努めます。
- 生活介護については、具体的な障害特性や新たな利用者のニーズに対応できるよう、提供体制の確保に努めます。
- 短期入所については、利用が集中する時期における受け入れや、強度行動障害のある人や医療的ニーズの高い人が安心して利用できるよう、地域生活支援拠点推進事業の充実を図り、事業所数の増加を促すなどサービス提供体制の確保に努めます。
また、強度行動障害に対応できる職員の養成や利用者ニーズに対応した事業所数の増加を促すよう努めます。
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)については、具体的な障害特性や新たな利用者ニーズに対応できるよう提供体制の確保に努めます。

サービス見込量の確保策等

- 就労移行支援については、基本指針の目標値（数値目標）の達成を目指し、福祉施設から一般就労への移行を促すため、就労支援事業者間の連携や情報共有の促進に努めます。
さらに、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、医療機関および企業などとも連携し、利用者の拡大や一般就労後の定着率の向上に努めるなど、サービス提供体制の充実を図ります。
- 就労継続支援（A型）については、一人ひとりの障害の特性や適性に応じたサービスの提供に努めます。
また、一般就労につながる施設外の活動（企業実習等）や能力向上につながる訓練内容を提供できるよう、サービスの質の向上に努めます。
- 就労継続支援（B型）については、一人ひとりの障害の特性に応じたサービスの質の向上に努めます。
- 就労移行支援や就労継続支援A型・B型の利用に際しては、相談支援事業所等との連携を強化し、利用者の希望を尊重しつつ、一人ひとりに適切な支援が提供されるよう努めます。

③ 居住系サービス

	単位	第5期計画における実績 (令和2年度は見込)			第6期計画における見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数（人/月）	0	1	2	2	4	6
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数（人/月）	427	438	449	447	496	551
施設入所支援	利用者数（人/月）	455	446	443	444	441	439

サービス見込量の確保策等

- 自立生活援助については、このサービスの利用ニーズに対応できるよう提供体制の充実を図ります。
- グループホームについては、地域生活支援拠点推進事業の充実を図り、親なき後の生活の場、福祉施設や精神科病院等からの地域生活への移行に努めます。
また、相談支援事業所や自立訓練事業所などと連携を図り、事業所数の増加を促すなどサービス提供体制の充実を図ります。
- 施設入所支援については、国の基本指針に基づく本計画の数値目標を踏まえ、福祉施設に入居する人の地域生活への移行を促進する一方で、真に施設入居による支援が必要な人のため、サービス提供体制の確保に努めます。

④ 相談支援

	単位	第5期計画における実績 (令和2年度は見込)			第6期計画における見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用件数（件/月）	677	793	929	919	1,011	1,112
地域移行支援	利用者数（人/月）	4	4	4	4	5	6
地域定着支援	利用者数（人/月）	39	36	40	40	40	40

サービス見込量の確保策等

- サービス量の増加が見込まれるため、事業所数の増加を促進するとともに、相談支援専門員の人材育成（増員）や研修を行うことにより、相談支援体制（かなざわ安心プランの作成支援等）の充実を図ります。

⑥ 地域生活支援事業の実績・見込量

区 分	単 位	第5期計画における実績 (令和2年度は見込)			第6期計画における見込量			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
①相談支援事業	障害者相談支援事業	事業所数(か所)	4	4	4	4	4	4
	障害児等療育支援事業	事業所数(か所)	1	1	1	1	1	1
②成年後見制度利用支援事業	利用者数(人/年)	6	14	7	8	9	10	
③意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	派遣件数(件/月)	100	104	102	102	102	102
	要約筆記者派遣事業	派遣件数(件/月)	14	15	15	15	15	15
	手話通訳者設置事業	設置人数(人)	4	4	4	5	5	5
④日常生活用具給付等事業	給付件数(件/月)	1,017	1,085	1,089	1,120	1,120	1,120	
⑤手話奉仕員養成研修事業	研修修了者(人/年)	42	60	63	63	63	63	
⑥移動支援事業	利用者数(人/月)	591	469	507	513	518	523	
⑦地域活動支援センター事業	利用者数(人/月)	323	316	246	316	316	316	
⑧手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	研修修了者(人/年)	25	22	23	23	23	23	
⑨盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	受講者数(人/年)	16	1	15	1	15	1	
⑩盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	通訳・介助員派遣件数 (件/月)	108	91	92	92	92	92	
⑪福祉ホーム事業	利用者数(人/月)	6	6	6	6	6	6	
⑫訪問入浴サービス事業	利用者数(人/月)	12	11	12	12	12	12	
⑬日常生活支援事業(生活訓練等)	利用者数(人/年)	320	301	293	293	293	293	
⑭日中一時支援事業	利用者数(人/月)	157	146	127	129	129	129	

サービス見込量の確保策等

- 成年後見制度利用支援事業については、家庭裁判所等の関係機関と連携し、相談機能の強化や制度の理解・広報に努めます。
- 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業は、見込量確保のため、石川県と連携し、養成・研修に努めていきます。
- 日常生活用具給付等事業については、最新機器の情報収集に努め、利用者ニーズにあわせた対象品目の拡大と見直しを図ります。
- 移動支援事業については、見込量が増加することに加え、利用が集中する時間帯にはヘルパーが不足する傾向があるため、事業所数の増加を促すなどサービス提供体制の充実(ヘルパーの増員)を図ります。
- 日中一時支援事業については、保護者等の就労等のニーズに応えるために、放課後や休日等においても安心してサービスが受けられるようサービス提供体制の確保に努めます。

⑦ 障害児支援サービスの実績・見込量

区 分	単 位	第1期計画における実績 (2020年度は見込)			第2期計画における見込量			
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
①障害児通所支援	児童発達支援	利用児童数(人/月)	135	132	116	83	91	100
	放課後等デイサービス	利用児童数(人/月)	652	669	683	673	770	881
	居宅訪問型児童発達支援	利用児童数(人/月)	0	2	2	2	3	4
	保育所等訪問支援	利用児童数(人/月)	1	1	2	4	6	8
②障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	利用児童数(人/月)	11	6	4	4	4	4
	医療型障害児入所施設	利用児童数(人/月)	19	18	14	14	14	14
③障害児相談支援		利用件数(件/月)	178	192	240	241	260	280
④医療的ケア児への支援	医療的ケア児移動介護支援事業	利用児童数(人/月)	-	-	-	8	8	8
	医療的ケア児等コーディネーター	配置人数(人)	-	-	-	12	15	18

サービス見込量の確保策等

- 児童発達支援については、利用開始年齢の拡大（早期化）への対応や身近な地域でサービスが受けられるようにするため、サービス提供体制の充実を図ります。
- 放課後等デイサービスについては、放課後時間帯等の居場所づくりや保護者の就労支援等の観点から今後も利用のニーズが増加すると考えられるため、事業所数の増加を促進するなどサービス提供体制の充実を図ります。
- 居宅訪問型児童発達支援については、このサービスの利用ニーズに対応できるよう、提供体制の充実を図ります。
- 保育所等訪問支援については、乳幼児期からの「気づきの支援」による早期療育を促進する必要性が高いため、制度の浸透や関係機関の連携に努めます。
また、これにより利用の高まりが見込まれることから、既存の事業所における専門職員の人材育成や増員等を促進するなど、サービス提供体制の充実を図ります。
- 障害児入所支援は、障害特性や医療ニーズに対応したサービス提供体制の確保に努めます。
- 障害児相談支援は、計画相談支援と一体のサービスであり、サービス量の増加が見込まれるため、事業所数の増加を促進するとともに、相談支援専門員の人材の育成（増員）や研修を行うことにより、相談支援体制（かなざわ安心プランの作成支援等）の充実を図ります。
- 医療的ケア児移動介護支援事業については、このサービスの利用ニーズに対応できるよう、提供体制の充実を図ります。
- 医療的ケア児等コーディネーターについては、このサービスの利用ニーズに対応できるよう、提供体制の充実を図ります。

⑧ 障害福祉サービス（自立支援給付）の内容

① 訪問系サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは重度の精神障害のため行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人に、自宅で見守りを含む長時間にわたる介護（身体介護・家事援助）と移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人の外出時において、移動に必要な情報（代筆・代読を含む）の提供とともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行います。
行動援護	知的障害または精神障害により、行動上に著しい困難を有する人（危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援助を必要とする人）であって、常に介護を要する人に、行動する際の危険を回避するための援護や、移動中の介護や排せつ・食事の介護など必要な援助を行います。

② 日中活動系サービス

サービス名	サービス内容	
療養介護	医療を要する障害のある人であって常に介護を要する人に、病院等への長期入院による医療的ケアに加え、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の支援を行います。	
生活介護	常に介護を要する障害のある人に、障害者支援施設（入居施設）や通所施設で、主として昼間において、入浴、排せつまたは食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。	
短期入所（福祉型・医療型）	自宅で介護を行う人の病気などの理由により、短期間、夜間も含めて、施設で入浴、排せつや食事の介護等を行います。	
自立訓練	機能訓練	病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な障害のある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な障害のある人に、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練等を行います。
	生活訓練	病院や施設を退院・退去した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な障害のある人に、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する障害のある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。	
就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、一般雇用に近い形態のものをいいます。	
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、従来の小規模作業所等での福祉的就労に近い形態のものをいいます。	
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。	

③ 居住系サービス

サービス名	サービス内容
自立生活援助	施設入所支援やグループホームを利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助（グループホーム）	障害のある人に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入居している人に、主として夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護等を行います。

④ 相談支援

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用者に対するサービス等利用計画の作成とサービス等の利用状況の検証（モニタリング）等を行います。
地域移行支援	施設入居者や退院可能な精神に障害のある人等への地域生活への移行を支援します。
地域定着支援	自宅でひとり暮らしをしている障害のある人等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

⑨ 地域生活支援事業の内容

事業区分	事業内容				
①相談支援事業	<table border="1"> <tr> <td>障害者相談支援事業</td> <td rowspan="2">障害のある人や障害のある児童またその保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行います。</td> </tr> <tr> <td>障害児等療育支援事業</td> </tr> </table>	障害者相談支援事業	障害のある人や障害のある児童またその保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行います。	障害児等療育支援事業	
障害者相談支援事業	障害のある人や障害のある児童またその保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行います。				
障害児等療育支援事業					
②成年後見制度利用支援事業	知的障害または精神に障害のある人に対し、成年後見制度の市長申立て等に要する費用や後見人等の費用を助成します。				
③意思疎通支援事業	<table border="1"> <tr> <td>手話通訳者派遣事業</td> <td rowspan="3">聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳などの方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者等の派遣等を行います。</td> </tr> <tr> <td>要約筆記者派遣事業</td> </tr> <tr> <td>手話通訳者設置事業</td> </tr> </table>	手話通訳者派遣事業	聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳などの方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者等の派遣等を行います。	要約筆記者派遣事業	手話通訳者設置事業
手話通訳者派遣事業	聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳などの方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者等の派遣等を行います。				
要約筆記者派遣事業					
手話通訳者設置事業					
④日常生活用具給付等事業	障害のある人や児童に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付する等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を目指します。				
⑤手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員の養成を推進します。				
⑥移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人等に外出の支援を行います。				
⑦地域活動支援センター事業	日中活動の場として創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を図ることにより、障害のある人の地域生活を支援します。				
⑧手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	聴覚に障害がある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話通訳者・要約筆記者の養成を推進します。				
⑨盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	視覚と聴覚の両方に障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を推進します。				
⑩盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	視覚と聴覚の両方に障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。				
⑪福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害のある人に対して、低額な料金で、居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援します。				
⑫訪問入浴サービス事業	他の方法では入浴が困難な在宅の重度の身体に重度の障害のある人の自宅を訪問し、浴槽を提供して（自宅に持ち込んで）入浴の介護を行います。				
⑬日常生活支援事業（生活訓練等）	障害のある人に対して、日常生活上必要な訓練を行うことで、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進します。				
⑭日中一時支援事業	障害のある児童等の日中において活動する場を確保することにより、介助者の就労を支援するとともに、一時的な休息の機会を提供します。				

⑩ 障害児支援サービスの内容

サービス区分		サービス内容
①障害児通所支援	児童発達支援	身近な地域において療育が必要な、学校に就学していない障害のある児童（乳幼児）やその家族に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校に就学している障害のある児童に、授業の終了後や学校の休業日または夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害のある児童など重度の障害のある児童で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技術の付与等の支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等（幼稚園、小学校、特別支援学校および認定こども園等を含みます。）に通うまたは通う予定の障害のある児童に対して、その児童が通う保育所等に訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
②障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	福祉型障害児入所施設は、障害のある児童の保護、日常生活の指導および独立生活に必要な知識技能の習得のための訓練等を行います。 医療型障害児入所施設は、上記に加え治療を行います。
	医療型障害児入所施設	
③障害児相談支援		障害のある児童に対して、障害児支援利用計画案の作成と、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）等を行います。
④医療的ケア児への支援	医療的ケア児移動介護支援事業	医療的ケア児が外出する際に、看護職員が医療的ケアを伴う移動介護を行います。
	医療的ケア児等コーディネーター	医療的ケア児の支援体制の構築に向け、多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターを配置するものです。